

れがあります。このような事態に陥った場合には、商品先物取引市場の本来の機能が十分に果たされず、ひいては日本の国際競争力に悪い影響を及ぼす可能性があるものと承知しております。

○中谷智司君 今、松村政務官がお話をしてください。さつたように、日本の商品先物市場はいろいろな問題を抱えていて、そして日本の経済にも悪い影響を与えています。

この取引量は平成十五年度をピークに毎年毎年減少しています。私は、もっと早く対策を打つことができたんじやないかと思いますけれども、この件について二階大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○副大臣(高市早苗君) 今委員が御指摘のとおり、取引量の減少、そして松村政務官からお答え申し上げましたような要因というものがございました。これに関しては、過去数年間、商品取引所の利便性と信頼性向上させるために必要な措置が何かということで、取引所の関係者や有識者と徹底的な議論を行つてまいりました。その議論の結果、東京工業品取引所が株式会社に移行し、それから世界最先端の取引システムを導入すると、いつたことなど既に実現したものもございました。

我が国の商品先物市場でございますけれども、伝統的に個人投資家に依存した構造でございましたけれども、こうした取組の中で、現在はどうちらかといえはプロ市場へ転換していくという、ちょうどその過渡期にあるかと思われます。さらに、今回の法改正によりまして、取引所は品ぞろえ、それから関連サービスを強化することによりまして、取引参加者にとっての利便性を向上させるということとともに、他の取引所との資本提携でござりますとか、それから持株株を利用したグループ経営を行うことが可能となつてしまりますので、その経営戦略の幅というものが拡大していくと考えられます。このような基盤整備に加えまして、取引所を始める市場関係者の努力が行われることによりまして、我が国商品取引所の国際競争力は強化されていく、取引高も回復していくんだろうと考えております。

○中谷智司君 それでは、二階大臣にお伺いをいたしたいと思います。

今、高市副大臣から、取引量が落ち込んでいることに対して対策を打たれているというお話をありました。これからこの日本の商品先物市場が世界の市場に対して何で勝負をして存在感を發揮するのか、これだけは世界の他の市場には絶対に負けない、こういう点があれば是非ともお聞かせください。

ということを期待いたしております。

○中谷智司君 今のお話では、対策を打つタイミングに関しては早急に打てている、そして方向性も間違っていない、そういうふうに受け取つてよろしいんでしょうか。

○副大臣(高市早苗君) そうでございます。できるだけ速やかに打てるなどをどんどん打つっていると。今の答弁で申し上げましたこと以外にも、様々議論の結果を反映させまして、順次、取引時間の延長ですか市場運営ルールの構築ですか、それから、さつき株式会社化ということを申し上げましたけれども、東京証券取引所、大阪証券取引所との相互協力協定ですか、こういった取組を進めているということでございます。

○中谷智司君 日本の商品先物市場が世界をリードするためには、やはり取引量を増やしていくなければなりません。今具体的に対策を打たれているというようなお話をされていましたけれども、その対策を打つてどのように強化されて、具体的にどのように成果が出るとお考えでしょうか。高市副大臣、お答えください。

○副大臣(高市早苗君) まず、今回の法案では、商品取引所がその創意工夫によって上場商品の品ぞろえの多様化を図って、関連サービスを充実させることができます。また、投資家の利便性を向上するという視点から、商品取引所と金融商品取引所との相互乗り入れを可能といたしますので、このような環境整備が行われ、また先ほど申し上げましたように、関係者の努力が相まって我が国の取引所の国際競争力は強化されていく、取引高も回復していくんだろうと考えております。

○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げます。

我が国商品先物市場の健全な発展のために、事業者あるいは金融機関、あるいは機関投資家、そういう意味のプロを中心としつつ、その多様な参加者が市場に参加していくこと、そういうふうな利用者を求めておりますか。そして、その利用者をどのように保護していかれますか。経済産業省お答えください。

す。

このように、我が国が成長するアジア各国と地理的に近接しておるわけでありますから、国内に競争力がある産業を有しているというメリットを生かし、だれもがこれだと言えるような商品市場を構築することが重要であります。このために、市場関係者がこうした強みを生かすことができるような商品設計を行つとともに、世界に発信し、営業力を強化する必要があります。経済産業省としても、我が国ならではの競争力のある取引所が実現するよう、取り組んでまいりたいと思います。

ごく最近就任しました江崎さんに対しましては、国会での審議等各党の皆さんの御意見等につきましても直ちに連絡を取るようにいたしておりますから、今日もこの委員会の終了後、委員会での御意見等は十分、この商品取引市場を立派なものに仕上げていくために各党の皆さんのお意見を生かしていきたい、この点も十分考えておるところでございます。

けない、こういう点があれば是非ともお聞かせください。

○國務大臣(二階俊博君) 世界の商品市場における競争の国際競争が最近は大変激化しております。こうした中におきまして、東京工業品取引所では世界最先端の取引システムを導入し、最初のときは若干のトラブルが生じたりしております。そこで、まずは東京工業品取引所で世界一使い勝手がいいだ

てはばかりないような状況になつております。この遜色のない、世界に伍して遜色のないこの取引環境、このことを実際に定着していきたいと思っております。

上場商品のうち金や原油等については、世界の価格形成を先導する役割を果たすことはまだできておりません。一方、ゴムについては、非常に大きな取引高になつていています。また、白金については、世界で有数の取引高を実現しています。これも、ゴムについては有数の生産地であるタイやマレーシアに近く、また日本が大消費国であること、また白金については自動車産業の重要な資材であることがその背景にあると考えております。

お答えください。

○中谷智司君 数々の取組をしてくださっています。ことは本当に有り難く思います。

二

などの措置を講じているところでございます。

アマの方にとつてはより保護が強く、それからプロの方にとつては円滑に使いやすい、そういう措置を講じているところでございまして、ただ、そのプロ・アマ規制におきましては、例えば投資家におきまして仮にプロの範囲に該当する、そういった方でございましても、その方自身が希望いたしましたとアマに移行することが選択できる、あくまでもそこは選択ということございまして、そういう形によりましてアマとしての十分な保護、そういうことが受けることができるようとしているところでございます。

○中谷智司君 日本の商品先物市場の取引量が減少し続けたのは、ターゲットとなる利用者を明確にして、その利用者にとって使い勝手がいい、あるいは安心感がある、そういう市場をつくっていこう努力を怠っていたように思います。今お話をしちゃいましたけれども、きちんとした対策を打つていただきたい。そして、もちろん利用者の方が本当に安心してこの市場を使っているのか、そういうふうな現場のことときちんと理解をして政策を打ち続けていただきたいと思います。

注文処理の迅速化や売買コストの引下げなど、利用者の使い勝手の面から見ると、所管省庁の垣根を超えて、工業品、農産物、金融と分かれている取引所の再編も必要ではないでしょうか。この件についてお答えください。

○政府参考人(寺坂信昭君) まず、商品取引所の統合、合併、そういうことでござりますけれども、平成二年に商品取引所法を改正いたしまして、商品取引所の合併規定を設けました。そういう規定の整備などによりまして、一九九〇年時点で十六ありました取引所は現在四取引所となつてございます。

それから、もう一点の金融商品取引所との関係でござりますけれども、この再編につきましては、今回の法案におきまして商品取引所とそれから金融商品取引所、これの相互乗り入れ、そういうたった規定を導入してございまして、これが可能とする

ようにしているわけでございまして、例えば商品取引所が金融商品取引所を子会社とするなど、こ

れは逆もあり得ると思いますけれども、そういうあくまでもそこは選択ということができないでございまして、たことでの再編、そういうものも可能としているわけでございます。

商品取引所あるいは金融商品取引所との関係、そういうものの統廃合に関しましては、まずは取引所の利用者の声を踏まえながら、当該取引所それが経営判断として行われるというふうに考えておるところでございますけれども、既に關係の取引所の中でも、そういうことについての具体的な議論、そういうものがございます。

経済産業省といたしましても、こういう取引所間の再編、そういうものについての動きがありました場合、利用者の使い勝手の向上の観点、そういうことを含めまして、内容についてしっかりと検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○中谷智司君 市場における取引量を増やしていくためには、何よりも利用者の満足感を上げていくことが大切です。是非とも省庁の垣根を超えて、利用者が満足ができるように取り組んでいただきたいと思います。

商品先物取引は、国内、海外物共に取引が複雑で、高齢者を始め一般の利用者には取引の仕組みが分からぬまま被害に巻き込まれている事例が多くあります。不適切な勧誘によるトラブルなど相談件数は減少傾向にあります。しかし、まだまだ深刻な被害が存在をしています。そして、その多くが、今さつき松村政務官がお話しをされたような不招請勧誘、電話勧誘や訪問セールスが発端となっています。

そして、どのような方がターゲットにされるるかというと、高齢者をターゲットにしたものが多く、このトラブル件数は毎年増加をして深刻な状況になっています。高齢者を守る対策をお考えでどうか、経済産業省の御見解をお聞かせください。

○政府参考人(大下政司君) お答え申し上げます。

大臣政務官(松村祥史君) 中谷委員御指摘のとおり、商品先物取引につきましては多くのトラブルが発生しておりますけれども、この不安感を解消していくことは極めて重要なことだと認識をしております。

このため、まず平成十六年に再勧誘の禁止規定の導入等の勧誘規制を強化いたしました。また、平成十八年には、断定的判断の提供の禁止や広告に関する制限を導入したところでございます。このことによりまして、委託者保護の強化のための改正を今日まで行つてきたところでございます。

また、本法案におきまして、トラブルが増加している取引所外取引や海外取引について新たに許可制を導入した上で、一般個人を保護するための十分な行為規制を課すこととしておりました。さらに、顧客から要請なく一方的に勧誘を行いういわゆる不招請勧誘を禁止する規定を設けております。このことで一般個人を相手方とする場合には、すべての取引所外取引のほか取引所についても、初めの投資額以上に損失が発生する可能性がある取引を対象とする方針でございます。こうした措置によりまして、一般個人を相手方とする被害は抜本的に解消していくものと考えております。

○中谷智司君 今お話をくださいたよに、日々の取組をしてくださいて、確かにトラブルの相談件数は減少傾向にあります。しかし、まだまだ深刻な被害が存在をしています。そして、その多くが、今さつき松村政務官がお話しをされたような不招請勧誘、電話勧誘や訪問セールスが発端となっています。

そこで、どのよう方がターゲットにされるるかというと、高齢者をターゲットにしたものが多く、このトラブル件数は毎年増加をして深刻な状況になっています。高齢者を守る対策をお考えでどうか、経済産業省の御見解をお聞かせください。

○政府参考人(大下政司君) お答え申し上げます。

大臣政務官(松村祥史君) 中谷委員御指摘のとおり、消費生活センターに寄せられます商品先物取引に対する苦情相談件数、減少いたしているとはいっても、依然として相当の数がございます。また、これらの苦情の相談の中には多額の被害を被つた事例も見受けられ、それらは電話勧誘や訪問セールスが発端となつてゐるのも多いというふうに認識いたしております。

特に、高齢者をターゲットにしたトラブルも多

いではないかとという御指摘でございますが、商品取引所法は、顧客の知識や経験、財産、それから商品取引契約を締結する目的に照らして、不適当と認められる勧誘を行つてはならないという規定がございます。この規定に基づきまして、具体的な適用につきましては経済産業省と農林水産省がガイドラインを定めております。

そのガイドラインの中では、七十五歳以上の高齢者に対する勧誘は原則として禁止といたしております。また、勧誘に際しましては投資可能額を確認することを事業者に義務付けておりまして、投資可能額を超えた投資を勧めることも禁止いたしております。そして、仮に事業者がこれらに違反した場合には行政処分の対象となることとなりますが、これは、高齢者に対する勧誘は原則として禁止といたしております。また、勧誘に際しましては投資可能額を確認することを事業者に義務付けておりまして、投資可能額を超えた投資を勧めることも禁止いたしております。そして、仮に事業者がこれらに違反した場合には行政処分の対象となることとなりますが、これは、高齢者に対する勧誘は原則として禁止といたしております。

○中谷智司君 国民生活センターの資料によるところでは、商品先物取引の相談をされた方の約三分の一を六十歳以上の方が占めています。今お話をされ

たように、平成十六年の改正ではガイドラインの制定をして、七十五歳以上の高齢者に対する原則勧誘の禁止を盛り込んでおられますけれども、実際に被害に遭われている方はもう少し年齢が低い方も多いとされています。この方々に対する対策はお考えでどうか。

○政府参考人(大下政司君) ガイドラインの中では、これ以外にも不適当と認められる勧誘として、様々な人に対する勧誘を決めております。それから、収入に見合わないような勧誘をすることも禁止をいたしているということでございますので、こういったガイドラインの遵守を通じて、七十五歳まで至らなくても、高齢の方々の被害が増えないようについて執行に努めてまいりたいと

いは情報交換、そういったものは当然でございま
すけれども、具体的なものといたしまして、平成
十七年以降、商品取引員、商品取引業者に対しま
す検査、これを個別、ばらばらではなくて両省共
同で行う、そういうことでの更なる緊密な連携
に取り組んでいるところでござります。

○中谷智司君 こういった消費者的トラブルはやはり地方で起こった場合にきちんととした監督ができていない、そういうふうな例が多く見られますので、是非とも、中央だけではなく地方のことも考えていただきたいと思います。

本法律案において当業者、特に中小企業はトラブルから守られるでしょう。中小企業が被害に遭う例もたくさん見られます。その件についてお

相場操縦行為などの不公正な取引、これの監視体制を強化するために、昨年九月でございますけれども、市場分析監視室、人員は六名ということとでまず設置をしたところでございます。

この市場分析監視室におきましては、東京工業品取引所あるいは中部・大阪商品取引所、そういうところから日々取引状況の報告を受けております。また、市場監視システムの開発にも努めてございます。それから、アメリカ、イギリス、そういうふじで毎月二回の市場監視のための協力委員会

前向きに取り組んでいただきたいと思います。
現在、市場取引監視委員会が設置されていますが、今回規定された自主規制委員会との違いを教えてください。また、こうした組織は、商品取引所の機関ではなく全く外部の機関若しくは政府の機関として設置する方がよいのではないかでしょうか。この件に関する御見解をお聞かせください。

○政府参考人(寺坂信昭君) 市場取引監視委員会と、それから本法案に規定されております自主規制委員会のその違いでございます。ちょっと似たような感じのところがありまして大変恐縮でござりますが、

担当部署の定員は平成十九年度時点では二十八人でござりますけれども、二十一年度、今年度におきましては六十三人まで増強をしてござります。それから、同じ期間における地方経済産業局、こちらの定員につきましても、十六年度十二人でございましたけれども二十二年度は二十三人まで増加されるなど、その附帯決議なども踏まえまして商品取引員に対します監督体制を強化してきたところでございます。

（大臣政務官（大臣不在時））口ハ企業の保護に關する
いてのお尋ねかと思ひますが、まず、本法案におきましては、中小企業につきましてプロ・アマ規制におけるアマに該当することとなつております。ただし、中小企業でありましても一定規模以上の当事業者にあつてはプロに該当する場合もござります。この場合も、当事業者が希望すればマニ移行することを選択することが可能でございまして、そのことによりまして十分な保護を受けられることができるとしております。また、当該

それから、お尋ねの金融庁さんの関係でございまして、金融庁におかれましては、証券取引等監視委員会の市場分析審査課、ここにおきまして監視を行つてあるというふうに承知をしてござりますが、その平成二十一年度の定員は四十六名であるというふうに承知をしてござります。それから、もう一つ別の観点でござりますけれども、金融庁におかれましては、証券取引等監視委員会の市場分析審査課、ここにおきまして監視を行つてあるというふうに承知をしてござりますが、その平成二十一年度の定員は四十六名であるというふうに承知をしてござります。意もしたところでございまして、市場監視体制の強化に向けました諸外国規制当局との協議など、そういった業務を行つてきているところでござります。

会、これは株式会社でござります商品取引所の取引参加者など、そういった取引参加者につきましては法令遵守の状況の調査、あるいは場合によつてはその処分、自主規制的な処分でございますね、そ
うですが、市場取引監視委員会は、これは商品取引所における取引の方法あるいは取引の管理、そ
ういった商品取引所の業務の運営につきましては第三者的立場から事後的に監視をする、そういうものでございまして、学識経験者等の外部の委員によつて組織されているものでございます。

一方、今回規定をしてございます自主規制委員会、これは株式会社でござります商品取引所の取引参加者など、そういった取引参加者につきましては法令遵守の状況の調査、あるいは場合によつてはその処分、自主規制的な処分でございますね、そ
うな感じのところがありまして大変恐縮でござ
りますが、市場取引監視委員会は、これは商品取
引所における取引の方法あるいは取引の管理、そ
ういった商品取引所の業務の運営につきましては第三者的立場から事後的に監視をする、そういうものでございまして、学識経験者等の外部の委員によつて組織されているものでございます。

くとともに、運営行為を行ってきて商品取扱いに文
しましては厳格な法執行に努力を重ねてまいりた
いと考えているところでござります。

てあります。
このような仕組みによって消費者保護を図ることができるものと考えております。

ども、我が国最大の一取引所でございます、商品取引所の最大でございます東京工業品取引所におきましては平成十八年の一月に、これ世界各国で利用されているシステムでございますけれども、取引監視システムで俗にSMARTSと呼ばれてい
その処分、自主規制的な処分でございますね、そ
ういった処分などの自主規制業務の執行に関しま
す意思決定を行うところでございまして、過半数
が社外取締役によつて組織されるというふうにな
ると考えてございます。

こつていてると思います。とりわけ地方では商品先物取引の実態を監督する体制が弱いため、やはり

被害に遭われている例がたくさんあります。商品先物取引によるトラブルが原因となつて商品先物市場から離れていく利用者も数多くいます。利用量を増やすため、トラブルのない市場に育ててい

引監視システムで俗にSMARTSと呼ばれているものでございます、そういう取引監視システムを導入するなど、取引所自身も操縦行為に対します監督を強化しているというふうに承知してございます。

自ら規制委員会は、取引所が自らの取引参加者等の業務につきまして自らがきちんと自主的に規制しようと、そういう機関であるということですざいますので、取引所に設置することが適切であります。

○政府参考人(寺坂信昭君) 御指摘のとおりでござ
いての御見解をお聞かせください。

くよう全力で取り組んでいただきたいと思いま
す。それでは、商品先物取引に対する監視体制につ
いてお伺いいたしましたと思ひます。

○中谷智司君 今御答弁していく下さいましたように、市場分析監視室をつくられたり市場監視の体制を強化されているということについては評価ができます。しかし、金融庁との比較をしてみます
ざいますので、取引所に設置することが適切であるというふうに考えてございます。ただ、自主規制を含めました取引所の監督、これは常に国におきましても法律に基づきまして厳正に行っていくべきことは当然でございまして、こういった委員会が

も、確かに、確かにといいますか、一番消費者、委託者、あるいはトラブル、そいつた現場に近

株式を始めとする金融商品取引を監視する金融庁と比べて、経済産業省の監視体制はどのようになっていますか。

についての体制の強化こういったものについて引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

(政府参考人(寺城信昭君) お答え申し上げ
す。) 経済産業省におきましては、商品市場におけるま

第九部 経済産業委員会会議録第一二二号 平成二十一年七月一日 【参議院】

員による機関、自主規制委員会は内部の委員による機関だというお話でした。ただ、どちらも実際には内につくっている機関ということになつてあります。私は、きちんところいつた監視をするためにはやはり外部に出した方がいいのではないかと思いますが、その件についてはいかがでしようか。

○政府参考人(寺坂信昭君) 市場監視委員会、それから自主規制委員会、先ほど御答弁申し上げましたように、その委員構成、そいつしたことにおきまして外部から、直接の当事者じやなくて外部から見ていくと、そいつた構成としているところではございます。

それで、繰り返してございますけれども、政府においては、そういう委員会があるなしにかかわらず日々監督を進めているところでございまして、ただいま御指摘ございましたような外部的なものが更に有効なのではないかというようなそういう御意見があることは踏まえまして、これから委員構成とかそいつたものについては、基本は既にお答えしたとおりでございますけれども、更にその内容を検討してまいりたいと考えてございます。

○中谷智司君 アメリカでは、アメリカ証券取引委員会、SECと先ほど申し上げたCFTCの権限の見直し等の動きもあるという指摘もあります。日本において証券取引等監視委員会に商品先物取引を監視させること、こういったことは考へられないでしょうか。

○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げます。

そもそも論で恐縮でございますけれども、商品先物市場、これ資産運用を可能にすると、投資家と申しましようか、そういった側面でいきますと、金融商品と共通の性質を持っているというふうに考えてございます。

他方で、商品先物市場には事業者によりますりスクヘッジを可能とすると、そいつた側面では金融商品取引と性質を異にするところがございま

して、上場商品となつてございます鉱物あるいは農産物など、そいつた現物の生産、流通に係る施策と密接な関連を有しているというふうに考えています。

証券取引等監視委員会の場合に、そいつた現

物の生産、流通という観点からいきますと、その熟度と申しますか、そいつたものについて必ずしも十分なものというふうには限らないといふところがあるわけでございますので、証券取引等監視委員会が商品先物市場自体、これを監視する

ことについては慎重な検討が必要というふうには考えておりますけれども、ただ、冒頭申し上げましたように、共通した政策課題について連携して取り組む、そういうことは極めて重要なことです

○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げま

す。

○政府参考人(大下政司君) お答え申し上げま

や、あるいは透明性の向上についてお伺いをいたしましたけれども、これらについても国際間の連

携を進めていく必要があると思いますし、経済産業省では国際間の連携強化に努めると衆議院の委員会でもお話をされていました。具体的にどのよ

うに連携を取るとお考えでしょうか、二階大臣、御見解をお聞かせください。

○國務大臣(二階俊博君) 投資資金が国境を越えて活発に移動しておる今日でありますから、商品市場の透明性を高めるためには海外の規制当局との連携強化が何よりも重要な課題であると認識を持つております。このため、昨年十月にはアメリカと、また本年五月にはイギリスとそれぞれ市場監視に関する二国間の協力の枠組みに関する合意を行つたところであります。

また、本法案においては、外国の商品先物市場の規制当局の要請に応じて、経済産業省が我が国取引所における個別取引情報を外国規制当局に提供するための規定を盛り込んでおります。これによつて、各国の商品先物規制当局から構成される証券監督者国際機構が策定する多国間情報交換枠組み合意に我が国が参加する前提条件が整うことになります。現在、この機関には百九十のそれぞれの国の機関が参加をしておるところであります。

今後とも、国際的な規制当局の連携の強化、極めて重要なことだと考えておりますので、この努力を怠らないようにしてまいりたいと思います。

○中谷智司君 是非とも、そういう取組を前向きにされて、透明な商品先物市場の実現をしていただきたいと思います。

本日は、この法律案の内容や、あるいは経済産業省の商品先物市場の取組についてお伺いをさせていただきました。私も今日の委員会での質疑や、あるいは事前の経済産業省の方々とのお話によつて様々な取組をされているということが分かりました。是非とも、本法律案によつて、そして何よりも現場の方々が、利用者が満足できるような、そういうふうな現場のことときちんと理解をし

て、そしてこの商品先物市場が今まであつた問題点が解決をされて、世界の中での日本の市場が連

携を進めていく必要があると思いますし、経済産業省では国際間の連携強化に努めると衆議院の委員会でもお話をされていました。具体的にどのよ

うに連携を取るとお考えでしょうか、二階大臣、御見解をお聞かせください。

○國務大臣(二階俊博君) 投資資金が国境を越えて活発に移動しておる今日でありますから、商品市場の透明性を高めるためには海外の規制当局との連携強化が何よりも重要な課題であると認識を持つております。このため、昨年十月にはアメリカと、また本年五月にはイギリスとそれぞれ市場監視に関する二国間の協力の枠組みに関する合意を行つたところであります。

また、本法案においては、外国の商品先物市場の規制当局の要請に応じて、経済産業省が我が国取引所における個別取引情報を外国規制当局に提供するための規定を盛り込んでおります。これによつて、各国の商品先物規制当局から構成される証券監督者国際機構が策定する多国間情報交換枠組み合意に我が国が参加する前提条件が整うことになります。現在、この機関には百九十のそれぞれの国の機関が参加をしておるところであります。

今後とも、国際的な規制当局の連携の強化、極めて重要なことだと考えておりますので、この努力を怠らないようにしてまいりたいと思います。

○中谷智司君 是非とも、そういう取組を前向きにされて、透明な商品先物市場の実現をしていただきたいと思います。

本日は、この法律案の内容や、あるいは経済産業省の商品先物市場の取組についてお伺いをさせていただきました。私も今日の委員会での質疑や、あるいは事前の経済産業省の方々とのお話によつて様々な取組をされているということが分かりました。是非とも、本法律案によつて、そして何よりも現場の方々が、利用者が満足できるような、そういうふうな現場のことときちんと理解をし

ます。

また、大企業の非製造業は「一ポインツ上昇の小幅な改善だった」という日銀短観、特に中小企業の

製造業は横ばいであり、非製造業は九八年の九月に並ぶ極めて深刻な過去最低の水準であると。

こういう状況を見てもお分かりのとおり、景気の状況は中小企業と大企業の格差が非常に更に拡大をしているということを示しているわけであります。

完全失業者も三百四十七万人と、一年前に比べて七十七万人も増加をしていると、完全失業者数は七ヶ月連続の増加であると、五月の完全失業率は五・二%となつてゐるわけであります。しかし、これは表に出た部分だけでありまして、実際は潜在的な失業者はもつといいるんですね。

御案内のとおり、雇用調整助成金というものがつくられました。この対象者が現在五月で二百三十四万人大らいいと言われております。合計、合わせれば五百八十一万人。この雇用調整助成金対象者、これを失業者とみなすかどうかというこ

とについては、それぞれの見解があるかと思ひます。が、これは実質、私は失業者と同じものだというふうに認識することが必要なんだろうというふうに思つております。この中で大企業、いわゆる従業員が五百人以上の方は五万人減り、中堅企業四十四万人も実は減り続けてゐる、中小企業も同じように四十四万人も減つてゐるということを考へていくと、大変厳しい状況であることは間違ひありません。

有効求人倍率も〇・四四と過去最低であります。そこから少しだけ数値が、指標が改善されたといつても、これはとんでもない実は状況であることは間違ひありません。

泥沼に入つてしまつたと、その泥沼も底なしの私は沼ではないかというような心配をしているわけあります。そこから少しだけ数値が、指標が改善されたといつても、これはとんでもない実は状況であることは間違ひありません。

我が国の景気は、生産、輸出など一部に持ち直しが見られておることも事実であります。当然、今の失業率の問題と雇用情勢等については思つたところについてしつかりした対応をやつていかな

臣。いや、これは大臣に聞きたいんです。

○國務大臣(二階俊博君) 日銀短観についてのお

話もございましたが、大企業が幾分改善はしたものの依然として厳しいと、いう判断は、私どもとして、今後の経済対策、経済運営、そして将来にどういった手を打つていかなくてはならないか、そういうことを表しておると思いますが、同時に、大変

お互いに現下の経済事情に対してもみんなが悲觀に暮れておりましたときに、我々は打てる手はできただけ幅広くやつていこうということで、金融にしても雇用にしてもいろいろの対応を取つてまいりましたが、今日我々は、これで万全とは申しませんが、ある一定の成果は収めつつあると、これは率直に国民の多くの人たちが認めているところだと思います。悪く言おうと思つたら幾らでも悪く言えるんです。しかし、我々は着実にいろんな分野で実行してまいりました。これからもこれらの点についてしつかりした対応をやつていかな

きやいけない。

我が国の景気は、生産、輸出など一部に持ち直しが見られておることも事実であります。当然、今の失業率の問題と雇用情勢等については思つたところについてしつかりした対応をやつていかな

く言えるんです。しかし、我々は着実にいろんな分野で実行してまいりました。これからもこれらの点についてしつかりした対応をやつていかな

きやいけない。

我が国の景気は、生産、輸出など一部に持ち直しが見られておることも事実であります。当然、今の失業率の問題と雇用情勢等については思つたところについてしつかりした対応をやつていかな

たところでありまして、常に経済界等の御意見もちょうだいしながら対処しているところであります。ですが、私は、今後においてこの景気動向に細心の注意を払いながら、日本経済が回復軌道に乗ることができるよう全力で取り組んでいきたいと、このように思つております。

○増子輝彦君 私も、マインドの面では悲観的にならずに、やっぱり明るい希望を持ってというところとは共通の認識でございます。しかし、これはイザナギ景気を超える日本最長の、今、日本は好景気だと言われたときと、私は、今大臣の御答弁の中に同じような、ある意味では見解の違いといいますか、間違いと言つては失礼ですので見解の違いいがあるがあるのでないのかなと。大企業は少し改善の兆しが見えてきたとおっしゃいますが、やつぱりトヨタ自動車あるいはパナソニックを始め多くのいわゆる世界を市場にして仕事ができる企業と、それ以外の企業というものの格差というのには

ん底から少し数値が上がったということになれば兆しなのかもしませんが、一か月とかわずか二か月の中で少し上昇基調にあるからといって、果たして本当にそんなものなのかなと。これからはもつと大臣にも的確な対策も打っていただきなきやなりませんし、私たち民主党としてもそれらに対応して私たちなりの提言や考え方もお示しをさせていただいておりますが、是非このところの考え方はもう少し、何も絶望的なものではなくて私もいいと思います。しかし、楽観的であってもこれはいけないという考え方を私は持つべきだというふうに思っております。

加えて、大臣、今のような話の中で、これは前にも質問をさせていただきましたが、外需依存型の日本の産業構造を内需型に転換をしていくことが極めて大事だという話はもう口が酸っぱくなるほど我々も言い続け、耳にたこができるほど聞いているわけであります。

おきましても新たな需要というものの必要がありまして、農業分野も、これは昨日も農業分野あるるに基づいて、現下の危機を突破していくために、中長期的に我々は我が国の経済の成長を実現できるよう全力で取り組んでいきたいというふうに思つております。

そして、本年四月に未来開拓戦略というものを策定したわけですが、今後このような戦略に基づいて、現下の危機を突破していくために、中長期的に我々は我が国の経済の成長を実現できるよう全力で取り組んでいきたいというふうに思つております。

なお、中小企業の場合には特に融資の面が極めて重要でありましたが、融資の面も昨日で保証六十万件を突破したと、こういうことでござりますから、あらゆる面できめ細かく対応しておる、それらのことの実績は、形として、数字として必ずしも表れてくるというふうに思つております。必ずしも

たということも、鈴木陽悦議員の御地元ですが、そこからの情報もたくさん参っておりましす、全国各地、地方にも多くの被害が出ております。これは先ほど中谷議員もそういう問題も指摘をさせさせていただきましたが、これらの問題について、やっぱり私は、かなり行政の監督・監視体制に問題があつたんではないのかなというような気がしていりますが、これらについて、地方にもかなりの被害者、これは前から我々も申し上げておきましたけれども、高齢者や独居世帯の独り暮らしの方やあるいは年金生活者という、特に弱い方々が大きな被害に遭っているという事例がたくさんあるわけですが、地方を特に考えてみたときに、行政の監督体制・監視体制に問題があつたのではないのかなというふうに思われるを得ませんが、今日までどのよくなこの件について取組をしてきたのか、お答えを願いたいと思います。

極めて深刻だと思うんです。今まさに、私は、あるのときと同じようなことを大臣がおっしゃるようなことでは、本当に日本のこの景気動向というものの的確におつかみになつて、適切なそういうたのものを、手を打つことができるのかというと、ちよつと私は違うのではないのかなどいうふうに思います。

しかば、内需拡大策というのは具体的に一体どういうものがあるのか。これはまさに、日本の産業の構造の転換ということにつながりながら、景気の動向、消費が日本は六割も経済の中に占めているということを考えれば、本当に内需拡大といふものがどういう形で進んでいくべきなのか。この内需拡大策についての御見解を大臣、お聞か

も悲観をするだけではなくて、厳しい状況にある
ということは、世界的に、国際的にそういう状況
にあつたわけでありますから、我が国にとつてそ
の中でも特に難しい状況の中に追い込まれておつ
たことは数字が示しておつたとおりであります
が、我々はそこからどう脱却するかということ、
これを努力していくといふに思つておる

商品先物市場の健全な発展のために、個人投資家を含みます多様な参加者が安心して取引を行なうことができる環境整備、これが極めて重要なことでござります。このため、経済産業省といたしまして、違法行為を行う商品取引業者に対します厳格な法執行に努めてきているところでございまし

例えば、また、その改善の兆しだということの指標の一つに設備投資というものがあるんだと思つんです。設備投資の意欲といいますか、設備投資に対する考え方方が具体的に数字で表れていくことによって、これもまた改善の兆しの指標だと思つんです。

ところが、六月における調査として、今年度の設備投資の計画は、製造業において大企業は、前の年度と比べて二四・三%、実は大臣減少なんですよ。そして、中小企業でも、すべての産業の合計で前の年度から三六・六%実は減少なんですね。この設備投資意欲がこれだけ実は低下してい

○國務大臣(二階俊博君) 我々は、地方の経済産業局等においてそれぞれの地域の経済状況等を常に調査をいたしておりますが、調査をするだけではなくて、関係者にいつも集まつてもらつていろいろな状況を直接伺つておるところですが、沖縄を除いてそれぞれの局は、積極的にこの経済の不況からの脱却にそれぞれの企業の皆さんが頑張つておる状況が披瀝されておりましたが、我々は悲観に陥るだけではなくて、これからはどう対応していくかということを積極的に考えていくと、いうことがまず大事であります。どういう面でこれからやつていけるか。医療の面、介護分野に

○増子輝彦君 ところであります。制度の面とかいうものだけで本当に大丈夫なんだろうかと、内需拡大は私はそれでは全く起きないんだろうなというふうに今心配しながらお聞きしておりました。農業問題を含めた農商工連携もせっかく指定はされたけれども、それを生かすものがないという大変な各地での私は悩みも聞いております。これについてはまた改めていろいろお話をさせていただきたいと思います。

さて、本法に入つていただきたいと思います。実は、秋田県の、これ地方の方ですが、方から、やつぱり今回の中金先物取引会社が倒産をいたしましたけれども、そこにおいての様々な被害が出

具体的には、これは農林水産省の担当部署の合計で、経済産業省と農林水産省の担当部署の合計で、お答え申し上げたいと思いますけれども、こういった法執行のための体制をいたしましては、両省合わせまして、合計平成十六年度に七十二名でございましたけれども、平成二十一年度には百四十一名まで増強をしてございます。また、地方につきましても増強を図つてきているところではございます。こういった人員の体制、あるいはそれぞの体制、「一人一人の職員の力を増していく」と、そういうふたよなことが大事なわけでございま

今現在の商品先物市場、日本での先物市場の規模は、一番近いところで八十兆円余りというふうに承知をしてございます。そういうった八十兆円を超えます規模の市場を監督する体制として、今申し上げましたような数字、これが十分かどうかにつきましては様々な御意見があるというふうに私どもも考えております。

それでござりますけれども、いずれにいたしましても、今後とも、この体制の充実に努めまして消費者保護に万全を期してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

○増子輝彦君 しっかりと取り組んで今後ともいただきたいと思います。

実は、不招請勧誘禁止の範囲について私もお尋ねしようと思つたんですけど、中谷議員の方からこれについては質問をしていただきて御答弁をいたしました。その中で、再度確認をしたいと思うんですが、いわゆるロスカット契約、取引といいますか、これについてどういう取引か教えてください。

○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げます。

ただいま先生からお話をございましたロスカット契約、通称でござりますけれども、一般的には、あらかじめその委託者、例えば消費者でございますけれども、委託者が示しました損失の限度、この限度に達した際には、あらかじめ定められました方法によって委託者が保有しておりますその未決済の契約高、これが決済されると、言わばそこまで終わりにすると、しまうという、そういう仕組みの契約を指すものというふうに承知をしてございます。

不招請勧誘禁止の対象との関連で申し上げますと、まる御答弁申し上げておりますように、今般、取引所取引に関しましても初めの投資額以上の損失の発生を防ぐ仕組みとなつていてる取引以外の取引について禁止の対象とする方針でございまして、このこととそのロスカット契約とが同様に語られることがあるわけでござりますけれども、大

切なのは、その契約そのものがロスカット契約と呼ばれるかどうか、そいつたことではなくて、今申し上げましたような初めの投資額以上の損失の発生を防ぐ仕組みとなつてあるのかどうか、そういうことによつて禁止の対象となるのかどうか、そういうことを判断していくということを考えております。

○増子輝彦君 今の答弁が非常に大事だと思うんです。いわゆるロスカット取引というものを、まあ通称ですが、やればこれは被害が非常に少なくなると、取引所の中ではですね。だけど、これロスカット契約取引がないというのが結構横行しているんだと思うんですよ。ここで被害を受ける方も多分たくさんおられたのか、これから出てくるのかという心配があります。このところは本当に、通称ロスカットということがちゃんと守られるのか、初期投資以上のものの損失は拡大しないというようなことをきちっとここは押さえないで駄目なんだと思うんです。これについてしっかりと対応はできることになるんでしょうか。

○政府参考人(寺坂信昭君) ただいま先生御指摘のとおりでございます。ロスカットがないといいますか、ロスカットのようなそういう名前で呼んで、だから、ロスカット契約は不招請勧誘の禁止の対象外なんだということで消費者委託者の対象外なんだということで消費者委託者、ういつた方について誘いを掛けていくと、そういうことがありますから、ロスカットのようないくつかの監督あるいは検査、それから個々に消費者センター、あるいは消費者相談室、あるいは国民生活センター等等、そういうふたところに寄せられますその相談の内容、そいつたものは一つ一つしつかり見ていって、御指摘のとおりロスカットまがいのようなことで、結果的にその不招請勧誘の禁止対象が外れてしまう、それが緩くなってしまうというようなことにならなければ、これはしっかりと監視をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○増子輝彦君 大臣、先ほども御答弁いただきましたし、衆議院の大島議員の質問に対しても答弁も大変大臣の力強い、はつきりとした答弁をいたしております。ここで、中谷議員の質問にも少しだとおり、取引所取引のうち、初めの投資金額による損失を防ぐ仕組みとなつてある取引についても確認をしておきたいということで再度質問をさせていただきますが、今、寺坂さんからお話をあつたとおり、取引所取引のうち、初めの投資金額による被害が解消しない場合、どういうふうにするのか。そこを再度大臣の方から御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(寺坂信昭君) 今の御質問でござります。一般個人を相手方とする取引につきましては、繰り返しでございますけれども、すべての取引所外取引のほか取引所取引につきましても、初めの投資金額以上の損失の発生を防ぐ仕組みとなつてある取引以外のものを政令で指定して不招請勧誘を禁止する対象とする方針でございます。その後もその被害が解消しない場合には一般個人を相手方とする商品先物全般について不招請勧誘禁止の対象といたします。

その被害が解消しないかどうかについては、先ほども大臣から御答弁申し上げましたけれども、その被害の発生が限りなくゼロに近づきつつあるか否か、そういうことによつて判断をいたしましたいということでございまして、そういう被害が解消しているかどうか、これの判断時期につきましては、商品先物取引に関します被害の動向は常に把握をしてまいりたいと思います。そういう状況把握の中で、必要な場合には、一年といわゞ、もっとと早期に判断することもいたしたいと考えていただかないと、健全な市場もできないし、消いるところでございます。

費者も守ることはできないということになるんだと思うんです。

ただ、今のような仕組みの中であつても、もし、引き続き被害がどうしても思つたより減らないと、やっぱり、なかなか相手は法の網をぐるつて更にいろんな勧誘をしてまた被害者を出してくるということを考えられないわけではありません。ここのことろが私は今回の法案の一番大事なポイントなんだと思います。

やはり不招請勧誘の禁止を本来であれば全面的に掛けるべしという声も非常に多いんです。これはもう事実なんです。それだけの被害者の方もたくさんおられるわけです。確かに、前回の法改正から見れば減つたことは減つたわけですが、絶対数は依然として多いと。先ほど申し上げたとおり、そういう意味では、本当に弱い人と言つては失礼ですが、高齢者の皆さんや年金生活者やあるいは主婦や独り暮らしの方々や、こういう問題についての取引について全く知識のない方々がその被害に遭うということが極めて深刻な状況になつていることはもうよく御存じのとおりだと思います。

是非このことろを、大臣、再度大臣の決意をお聞かせ願いながら、私どもは消費者を守ると同時に健全な市場もまた日本にはつくつていかなければいけないという考え方も当然持つてゐるわけですので、是非しっかりと経済産業省としては取り組んでいただきたいと。大臣、再度力強い御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 衆議院でも今御紹介のありましたような御答弁を申し上げてまいりましたが、私は一年と言わざできるだけ早期に結論を出していきたいというふうに考えております。そして、我々も日常の仕事に追われておりますので、なかなか足を延ばして取引所にもお伺いするといふことは実際正直私はまだ一度もございません。地の仕事に携わる人たちも日常やつぱりこれを頭

度、私も現場へも行かせてもらうと。そして、先ほど申し上げましたように、新しい責任者にも国会の質疑の状況、この生々しい質疑の状況を現

の中へしつかり入れておいていたかなきやいけない。

今、商品知識の少ないといいますか、十分でない方々を保護しなきやいけない、これは当然のことでありまして、我々はそういう卑劣な行為を行うようなことをこのまま看過することはできない。ですから、新しく就任された江崎さんに対しましても相当の決意を持ってやつてもらいたいということを申し上げておるわけあります、今後においても十分監視をして必要があらばまた新たな法規制も考えていかなければいけないと思いまますが、でき得れば現行、今回の法改正を基にして関係者が緊張感を持つて対応してもらうということは厳重に申し入れるつもりであります。

○増子輝彦君 終わります。

○委員長(櫻井充君) 議事の進行上、申し上げたことは厳重に申し入れるつもりであります。

議事の進行は委員長に一任されているはずでござりますので、指名はこちらで決めさせていただきたいと思っております。

先ほどの点は、民主党の次の内閣の経済産業大臣に当たる議員からの質問でございました。大きな質問だと思っておりましたので、私の方で大臣に指名をさせていただきました。その点だけは御理解をいただきたいと、そう思います。

○塙田一郎君 自由民主党の塙田一郎でございます。本日、午前中最後の質疑になると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

毎度毎度私が質問をしているので、もう顔が飽きてこられたのかもしれません、我が社はちょっとと一人転勤をしてしまいましたが、平社員が私一人になりましたので、御容赦をいただきたいと思います。

若干論点が重複する点があるかもしれませんのが、御了解をいただきたいと思います。

まず初めに、中国あるいはインド等での商品取引が非常に大きくなり増大をしているという点につい

て御質問をしたいと思います。

我が国の商品取引所の取引高が著しく減少する一方で、中国やインドの商品取引所においては原油、銅あるいは鉄といった我が国産業にとって基幹的な資源が上場され、取引量も著しく増加しているというふうに伺っております。

中国やインドにおいてこれらの資源価格が事実上決められるような場合、それらの国内情勢に左右され、資源価格で我が国企業は事業活動を行うこととなりますが、それはまさに我が国企業の国際競争力を損なうこともなりかねないという懸念があるわけですが、我が国の商品取引所の競争力を強化すること、これはまさに産業政策上も不可欠な課題であると考えますが、二階大臣のまことに御所見をお聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(二階後博君) 塙田議員がお述べになりましたように、近ごろは中国やインドの商品取引所の取引高が急速に拡大しておることは御承知のとおりであります。

これらの取引所の中には、我が国では上場され

ていない鋼材、銅、亜鉛などが上場されている取引所もあります。現段階において、海外市場におけるこれらの重要物資の価格形成が我が国企業の競争力を損なうような事態に陥っているとまでは考へておりません。しかし、産業の基盤となる

重要な物資について、我が国企業の国際競争力が損なわれるような価格形成が進むことのないよう

に、我が国の商品先物市場が適切に機能すること

は極めて重要であります。

さらに、我が国の中小企業等が、為替や使用さ

れる言語の負担なく商品価格の変動リスクを回避

する手段として商品先物取引を利用しやすくする

ことの観點からも、商品先物取引所の機能強化を

するということは極めて重要なことだと考えてお

ります。

以上のことから、我が国の商品取引所の国際競争力の強化は我が国の産業政策上極めて重要な課題であると、この認識の下に、商品取引所の問題について経済産業省としても今後積極的に関与し

てまいりたいというふうに考えております。

○塙田一郎君 大臣からは、我が国産業政策上も非常に重要なと、これからも積極的に取り組んでいきたいというお答えをいただきました。

それでは、実際、商品取引所の出来高ランキン

グというのを今拝見をしているわけですが、どれくらい今動いているかといいますと、平成十六年、東京工業品取引所は世界第三位の位置付けであります。これが十八年には六位、そして平成二十年にはついに十位ということで、ベストテンランキング落ちしそうな状況になっているというわけであります。

一方で、十六年時点では、東京の三位以上の取引は、中国では、ニューヨークを除くと大連の商品取引所だけだったんですが、これが平成二十年になりますと、ベスト十の中に、二位の大連、そして三位の鄭州、六位の上海、さらにインドのマニラ商品取引所がこれ八位ということで、十位の中アジアからこれだけの多くの取引所がランキングをされている。それだけ大きく取引高を伸ばしている、出来高を伸ばしているということが分かるんですが、それでは、この近年の出来高の増加、特に中国、インドにおける目覚ましい出来高増加の理由について経済産業省はどういう分析をされておられるか、御説明願います。

○政府参考人(大下政司君) ただいま手元に統計があるわけではございませんけれども、基本的に商品取引所は商品の需給を反映して価格変動するということが基本でございますが、近年は年金基金などのような投機資金の流入があって、これが資源価格の急騰あるいは急落の原因の一つになつておるという指摘が行われているところでございます。

○政府参考人(大下政司君) ただいま手元に統計があるわけではございませんけれども、基本的に商品取引所は商品の需給を反映して価格変動する

ことになりますが、これが資源価格の急騰あるいは急落の原因の一つになつておるという指摘が行われているところでございます。

○政府参考人(大下政司君) ただいま手元に統計があるわけではございませんけれども、基本的に商品取引所は商品の需給を反映して価格変動する

などの経営努力を行っております。さらに、中国、インド等の取引所については、その経済発展に合わせて投資人口が急速に拡大しており、これが取引量の急増に貢献しているというふうに承知をいたしております。

○塙田一郎君 今、資源、食料に対する需要もさぞ多いというお答えをいただきました。

それでは、実際、商品取引所の出来高ランキン

グというのを今拝見をしているわけですが、それが、もう少し詳しく、実需と投機ということで考

えるとどれぐらいのバランスになつておるということが分かれば御説明をいただけますでしょうか。

○塙田一郎君 今、資源、食料に対する需要もさ

ることながら、年金ファンド等の投資も伸びて

いるというような御説明があつたわけであります

。それで、実際、商品取引所の出来高ランキン

グというのを今拝見をしているわけですが、それが、もう少し詳しく、実需と投機ということで考

えるとどれぐらいのバランスになつておるという

ことが分かれば御説明をいただけますでしょうか。

○塙田一郎君 今、資源、食料に対する需要もさ

ることながら、年金ファンド等の投資も伸びて

いるというような御説明があつたわけであります

。それで、実際、商品取引所の出来高ランキン

グというのを今拝見をしているわけですが、それが、もう少し詳しく、実需と投機ということで考

えるとどれぐらいのバランスになつておるという

ことが分かれば御説明をいただけますでしょうか。

○塙田一郎君 今、資源、食料に対する需要もさ

ることながら、年金ファンド等の投資も伸びて

いるというような御説明があつたわけであります

。それで、実際、商品取引所の出来高ランキン

グというのを今拝見をしているわけですが、それが、もう少し詳しく、実需と投機ということで考

えるとどれぐらいのバランスになつておるという

な資産運用先として商品先物市場への投資が進んだものと考えております。このように分析をしております。

○塚田一郎君 実需と投機が一体になつたという話はよくお伺いするんですけど、前にもちょっと御指摘をしているんですけど、どれくらいが実需でどれくらいが投機かと、一概に言えない部分があると思うんですが、この辺はその後もう少し分析が進んでいるのではないかと思うんですが、参考の方でも結構ですけれども、その辺、どういう影響があつて、その百四十五ドルなんというのはこれはまさに投機の金が入つたために行つたと思うのですが、その辺、もう少し御説明いただけたら補足願います。

○政府参考人(北川慎介君) お答え申し上げます。

今年のエネルギー白書でその点は分析をしてございまして、昨年、先ほどございました百四十七ドル、このような乱高下を示したわけですが、これにつきまして、需給によって決まりますファンダメンタルな価格と、それから金融要因などによるプレミアムというよう分けて分析をいたしました。

白書で試算したところによりますと、特に昨年の第二・四半期、これは一番高くなつたときでござりますけれども、このときの平均値が大体一バレル百二十四ドルぐらいだったわけでございます。これの中でプレミアムという部分が大体六十ドル以上を占めているというふうに分析をしてござります。したがいまして、半分ぐらいがそのプレミアムといいますか、金融的な要因も含めた、ファンダメンタル以外のところではないかと分析をしたわけでございます。

その後、価格は急落してござります。それに伴いまして、プレミアム、急激に減少いたしまして、この一月、先ほど三十ドルぐらいになつたという御説明がございましたけれども、その際にはファンダメンタルの価格とほぼ同水準というふうに考えておるわけでございます。

最近また上がつてございます。これはまた金融要因によるものがあるのではありますけれども、あります。

○塚田一郎君 今、最大五〇%ぐらいまでプレミアムの要素が考えられるということですから、今後もまたそうしたことが起きないとは限りませんし、既に原油価格がまた大分上がつてきておりました。七十ドル・バレルぐらいまで、近いところで来ておりますが、週末に地元のガソリンスタンドを見るとやつぱり百一二円ぐらいですかね、百二十円を超えたレギュラーガソリンの価格で、またちょっと高くなつてきてるので懸念をしておりますので、その辺よく注視をしていただきたいということ。

実需はともかくとしても、投機マネーの影響で原油や食料品の価格が乱高下することは大変に我々の生活あるいは産業にも大きな影響があるということになるわけですが、これらのことについて政府としてどのような取組が行われているのか、経産省と農水省、それぞれ簡単で結構です、御説明願います。

○政府参考人(平尾豊徳君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、農産物の国際相場は実は二〇〇六年から二〇〇八年にかけて上昇し、二〇〇八年に過去のピークに達したわけでござります。この原因にはいろいろあるわけでござります。けれども、商品市場への投機資金の流入というのも指摘されておるわけでございます。

このことについて、やはり国民あるいは人類の生活に非常に影響があるというふうなことで、昨年のG8北海道洞爺湖サミットで議論されました。また、これに加えまして、今年の四月にG8農相会議でも取り上げられたわけでござります。特に、今年の四月のG8農相会合におきましては、投機を含めて商品市場における価格の不安定性に潜在的に影響を及ぼす要因について、モニタリン

グと更なる分析が行われるべきというふうな最終宣言が盛り込まれておるわけでございます。こうしたことを受けまして、私ども昨年十月末に、農林水産省と経済産業省とが共同でアメリカの商品先物取引委員会との間において情報交換のための取決めを締結し、また今年の五月には、イギリスの金融サービス機構との間で同様の取決めを締結しているところでございます。こういうことによりまして、相互に商品先物市場における規制政策などの情報交換やあるいは相互協力を行うこととしております。

また、これを実効あらしめるために、今回の改正法案におきましては、各國の商品先物規制当局と連携して監視を行うための情報交換が可能になります。そこで、これを実効あらしめるために、今回の改正法案におきましては、各國の商品先物規制当局と連携して監視を行なうための情報交換が可能になります。また、これと併せて、私どもはしつかり監視をして対応していくたいと思つております。○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げます。

原油や食料品など、その価格が決定されます商品先物市場につきまして、その透明性の向上が国際的に重要な課題と認識してございます。我が国といたしまして、国際的な取組といたしましては、四月のアジア・エネルギー産消国閣僚会合におきまして、商品先物市場の監視の強化や透明性の向上に関する協定を締結いたしました。その報告書が報告されたところでございます。

○政府参考人(大下政司君) 洞爺湖サミットにおける合意を踏まえまして、昨年十月に各國の先物規制当局から成ります証券監督者国際機構、IOSCOと呼んでおりますが、ここに商品市場タスクフォースというものが設けられまして、今年の三月に報告書が報告されたところでございます。

その報告書の中身でございますが、各國の規制当局がより適切に市場を監督し、当局間の協力を促進するという観点から、まず第一として、各國規制当局が取引所外の商品市場につきまして情報を取り扱うことをより適切に把握できるようになります。二番目に、一国又は複数国の現物市場や店頭市場を利用するなど複雑な手法による相場操縦行為への対応を行なうことをより適切に把握できるようになります。三番目に、規制当局間の協力を更に推進することなどが重要であるという勧告が行われたところでございます。

○塚田一郎君

先ほど来から各國連携というお話を

についての協調については、先ほど農林水産省さんからお答えしたところでございますけれども、さらに、今回の法案におきましては、国内の公正な価格の形成に関する取組を強化するために、一定程度の数量を超える取引を行つておる者について、その状況を政府に対しまして報告、そして商品取引所に対しまして証拠金の引上げ等こういったことが法律的に命じることができます。それと、それを可能といたします規定を設けるなど、一層の規制の整備を行つておるところでございます。

今後とも、こうした取組を通じまして、商品先物市場の監視の強化や透明性の向上に努めてまいりたいと考えております。○政府参考人(塚田一郎君) それに関連して、今年の三月に、証券監督者国際機構の方で最終報告書が公表され、その報告内容についての概略を御説明願います。○政府参考人(大下政司君) 洞爺湖サミットにおける合意を踏まえまして、昨年十月に各國の先物規制当局から成ります証券監督者国際機構、IOSCOと呼んでおりますが、ここに商品市場タスクフォースというものが設けられまして、今年の三月に報告書が報告されたところでございます。

その報告書の中身でございますが、各國の規制当局がより適切に市場を監督し、当局間の協力を促進するという観点から、まず第一として、各國規制当局が取引所外の商品市場につきまして情報を取り扱うことをより適切に把握できるようになります。二番目に、一国又は複数国の現物市場や店頭市場を利用するなど複雑な手法による相場操縦行為への対応を行なうことをより適切に把握できるようになります。三番目に、規制当局間の協力を更に推進することなどが重要であるという勧告が行われたところでございます。

○塚田一郎君

先ほど来から各國連携というお話を

現物需給情報の整備を進める必要性ということでも指摘をこの勧告の中でされているということでありますが、我が国としてはどのように取り組んでいくつもりか、経産省、お願いします。

○大臣政務官(松村祥史君) 石油価格の乱高下を抑制し、市場の安定化を図るために石油データの透明性を確保することは極めて重要なことだと考えております。こうした観点から、二〇〇三年に石油データ共同イニシアティブ、いわゆるJODIが創設され、世界各国から原油及び石油製品の需給情報等を収集し、その内容を公開する体制が整つておるところでございます。

本年四月に我が国が開催したアジア・エネルギー産消国閣僚会合や五月にローマで開催されたG8エネルギー大臣会合におきまして、JODIを継続することに加え、報告対象データに上流、下流の生産能力や天然ガスを追加することの重要性が合意されました。我が国におきましても、これらの会合の成果を踏まえまして、JODIの継続と拡大について、各國と連携しつつ、積極的に推進してまいる所存でございます。

○塚田一郎君 いろいろ御説明をいただきましてありがとうございました。

為替は、從来から非常に各國で為替相場というのを注視をしているんですが、為替のボラティリティもそれなりにあるわけですけれども、まだ

百円近辺でドル・円であればずっと推移をしていくわけですが、一方、商品市場は、先ほどの原油価格の例にもあるように非常にボラティリティが高いわけですね。逆に言えば、少しの投機のお金で非常に大きくなれば上げられてしまう、それらしいの相場状況があるということなんで、むしろこれからはこうした商品取引の時代だと言われていますので、世界的にこの商品取引の監視体制というのを強化をしていったいなど私自身は思つております。その意味で、いろいろな試みについて御説明がありましたのが、是非、引き続きこうした連携を強化をしていったいなどということをお願い

いをさせていただきます。

次に、商品取引所の規制緩和で温室効果ガスの排出量及び金融商品等の市場開設などが、兼業が可能になるということですが、商品取引について具体的にどのような商品の新たな上場が想定されているのか、御説明願います。

○政府参考人(寺坂信昭君) 本法案におきましては商品取引所の競争力強化のために上場商品に関する規制緩和の規定を設けているところでございます。

具体的には、一つは、金融商品取引所との相互乗り入れを可能とすると、そういうことがござります。それから、ただいま御指摘ございましたように商品取引所の兼業業務でござりますけれども、その兼業業務といたしまして排出量に関しま

す、温室効果ガスの排出量に関する取引等、これをを行うことを可能として、さらに三つ目に、手続と拡大について、各國と連携しつつ、積極的に推進してまいる所存でございます。

○塚田一郎君 いろいろ御説明をいただきましてありがとうございました。

本年四月に我が国が開催したアジア・エネルギー産消国閣僚会合や五月にローマで開催されたG8エネルギー大臣会合におきまして、JODIを継続することに加え、報告対象データに上流、下流の生産能力や天然ガスを追加することの重要性が合意されました。我が国におきましても、こ

れらの会合の成果を踏まえまして、JODIの継続と拡大について、各國と連携しつつ、積極的に推進してまいる所存でございます。

○塚田一郎君 いろいろ御説明をいただきましてありがとうございました。

為替は、從来から非常に各國で為替相場というのを注視をしているんですが、為替のボラティリティもそれなりにあるわけですけれども、まだ

百円近辺でドル・円であればずっと推移をしていくわけですが、一方、商品市場は、先ほどの原油価格の例にもあるように非常にボラティリティが高いわけですね。逆に言えば、少しの投機のお金で非常に大きくなれば上げられてしまう、それらしいの相場状況があるということなんで、むしろこれからはこうした商品取引の時代だと言われていますので、世界的にこの商品取引の監視体制というのを強化をしていったいなど私自身は思つております。その意味で、いろいろな試みについて御説明がありましたのが、是非、引き続きこうした連携を強化をしていったいなどということをお願い

とは商品取引所の活性化にもつながるので是非取

り組んでいっていただきたいんです、海外の商品市場は既に排出量、電力、天候などが上場されているというふう伺つていますが、こうした状況、実態はどんなふうに把握されているのか、御説明いただけますか。

○政府参考人(寺坂信昭君) 海外における排出量あるいは電力、天候、こういったものに関する取引の実態についての御質問でございます。

まず、温室効果ガスなどの排出量取引に関する規制緩和の規定を設けているところでございます。

まずは、イギリスにありますインター・コンチネンタル取引所、あるいはアメリカのシカゴの天候先物取引所でございますけれども、天候先物取引所などに上場をされております。それで、その規模

でございますけれども、世界の先物業者の団体でございます世界先物業協会、FIAと呼んでおります、その数字によりますと、二〇〇八年で世界における取引量、これ数量でございますが、三百万枚で伸び率は前年比の二・六倍でございます。三百萬枚のイメージでございますが、世界における商品先物取引量に占める割合といたしますのは〇・二% そういうふうな規模でございます。

そういうふうになつていると承知をしてございま

す。

次に、電力でございます。電力の先物につきま

しては、ニューヨーク商業取引所、俗にNYMEXと呼んでおります、そこや、オーストラリアのシドニー先物取引所、こういったところなどに上場をされております。先ほどと同じくFIAの数字によりますと、二〇〇八年で取引量は約四十三万枚、伸び率は前年比一・一倍、ですから一〇%の伸びでございます。一・一倍となつてございまして、商品先物取引全体に占める割合は、これは〇・〇三%でございます。

それからもう一つの、天候デリバティブ取引でございます。天候デリバティブ取引につきましては、シカゴ商業取引所、CMEや、先ほども申し上げましたシカゴの天候先物取引所、ここで上場されてございます。同じくFIAの数字でござい

ます。二〇〇八年の取引量は約二十六万枚、これ

は前年比で見ますと、実はマイナス四・六%、約五%のマイナスでございます。それから、世界全体の商品先物取引量に占める割合は約〇・〇二%となっております。

○塚田一郎君 まだまだ大変小さな割合しかないということはよく理解できました。

最後の質問にさせていただきます。

プロ・アマ規制に関してであります、プロ・アマ規制を商品先物取引に導入するねらい、そして金融商品取引におけるプロ・アマ規制との相違について御説明をお願いします。

○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げま

す。

今回の改正法案におきまして、御指摘のプロ・アマ規制を導入いたします趣旨は、アマと呼ばれるそういうお客様に対しまして十分な保護を実現するとともに、我が国の商品先物市場のいわゆるプロ市場化、こういったことを推進する観点から、プロのお客様に対してはその商品先物市場の利用を円滑すると、そういうことにあるというふうに考えてございます。

このプロ・アマ規制における基本的な考え方、既にございます金融商品取引法の規制と同様でございま

す。すなわち、プロはおおむね機関投資家やあるいは金融機関、あるいは大企業、そういうものを言いますし、アマという区分は、おおむね個人や中小企業の方を言うものと考えてございます。

ただ、金融商品取引とは違いまして、この商品先物取引の場合に、事業の中での商品、上場された取引の商品ですね、その商品の生産や販売を行つていて、それからその商品の需給状況や季節性といった、言わばその商品に関する知識、これが有しておつて、それに伴つてヘッジ取引、こういった方につきましては、この法案では當業者と呼んでいるわけでござりますけれども、こういつた当業者の方に閲しましては、これは金融商品取

引はない概念でございますので、こういった方については投資目的で取引を行う方よりも若干広い範囲のプロ、広い範囲の方をプロとして位置付けるということが可能となるような、そういう制度としているところでございます。

○塚田一郎君 ありがとうございました。

こうしたプロ・アマ規制もきちっとやっていたら、これがより透明な市場、そしてまた、投資を行ふ方にとっても重要でありますので、引き続き頑張っていただきたいということ、あわせて、やはり商品取引所の日本の東京の地位が非常に低下してきているという現状からの起死回生であります。為替じゃないですけれども、やはり東京は世界の主要市場の一つとして、まさかベストテン落ちることのないよう、これからも是非こうした改正を踏まえて頑張つていただきたいということをお願いを申し上げて、私の質問を終ります。

○委員長(櫻井充君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

ございます。こちらにお座りの櫻井委員長が当時に一人の国会議員などと、公明党の参議院議員で、御質問で、いろいろありましたけれど、大事な不招請勧誘の禁止、特にこれでありますけれど、松さんは経産の副大臣かもしないけど、その前に一人の国会議員などと、公明党の参議院議員で、だから一人の国会議員としての、役所の書いたものを読むなど、こうおっしゃいまして、自分の言葉で答弁しようと、こういうふうに、最初でございました、これが。それで私は、途中まで読みましたけれども、こうひっくり返して置きました。

當時は、やはり役所の立場といたしましては、改正施行されてまだ間がないということでもう少しお待ちいただきたい、この結果が出てから更にまた被害等々が、これがという問題が出てきたら申し上げました。

ただ、個人的な見解といたしましては、やはり国内あるいは海外の規制がばらばらだという、人間は厳しい方から緩い方へどうしても行つてしまふということがありますので、海外が緩いといふことになりますと海外の先物取引にいろいろな被害が増えてしまったり、そういうことになると私は心配なので、その不招請勧誘の禁止ということを話すんですね。でも、私は英語は自慢じやありません、できないんですけど、できない私でも何か金属って言ってないかなと思つて、隣の課長に小さい声で、ねえ、金属って言つてないと言つたら、言つてますと言つんですね。つまり、先物取引所であります、いろいろなことをお話しになつたと。はい、副大臣どうぞと、こういうふうに私に振られたんです。

で、私はあの三日間ぎゅうぎゅう言わせられたのが役に立ちまして、いや、貴国は国内、海外の規制が同じだというふうに伺つておりますけれど、私たちの国は違うと、不招請勧誘の禁止といふことでもこれから視野に入れていかなければいけない等々のことを結構いろいろしゃべれたんですね。後で聞きましたら、課長が不招請勧誘の禁止というのはどうやって訳そうかと悩んだというふうにおっしゃつておりましたけれど、まあ思わぬところで、行きまして、ですから、もちろんそのだけだったんじやないかと後で思つんですね。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ちょうど三年前でございます。商品先物取引の法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。

ただいまから経済産業委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

午後一時十九分開会

答弁書がないんですよ、要するに。ですから、私の当時の秘書官が五年間は寿命が縮まつたと、こちで、忘れられないくらいなんですね。一番始めて櫻井、当時理事でいらっしゃいましたけれど、御質問で、いろいろありましたけれど、大事な不招請勧誘の禁止、特にこれでありますけれど、松さんは経産の副大臣かもしないけど、その前に一人の国会議員などと、公明党の参議院議員で、だから一人の国会議員としての、役所の書いたものを読むなど、こうおっしゃいまして、自分の言葉で答弁しようと、こういうふうに、最初でございました、これが。それで私は、途中まで読みましたけれども、こうひっくり返して置きました。

當時は、やはり役所の立場といたしましては、改正施行されてまだ間がないということでもう少しお待ちいただきたい、この結果が出てから更にまた被害等々が、これがという問題が出てきたら申し上げました。

ただ、個人的な見解といたしましては、やはり国内あるいは海外の規制がばらばらだという、人間は厳しい方から緩い方へどうしても行つてしまふということがありますので、海外が緩いといふことになりますと海外の先物取引にいろいろな被害が増えてしまったり、そういうことになると私は心配なので、その不招請勧誘の禁止ということを話すんですね。でも、私は英語は自慢じやありません、できないんですけど、できない私でも何か金属って言ってないかなと思つて、隣の課長に小さい声で、ねえ、金属って言つてないと言つたら、言つてますと言つんですね。つまり、先物取引所であります、いろいろなことをお話しになつたと。はい、副大臣どうぞと、こういうふうに私に振られたんです。

で、私はあの三日間ぎゅうぎゅう言わせられたのが役に立ちまして、いや、貴国は国内、海外の規制が同じだというふうに伺つておりますけれど、私たちの国は違うと、不招請勧誘の禁止といふことでもこれから視野に入れていかなければいけない等々のことを結構いろいろしゃべれたんですね。後で聞きましたら、課長が不招請勧誘の禁止というのはどうやって訳そうかと悩んだというふうにおっしゃつておりますけれど、まあ思わぬところで、行きまして、ですから、もちろんそのだけだったんじやないかと後で思つんですね。

それ以来、三日間、いろんな方が質問に立てられましたけれど、通告があったのはその一問でしたけれど、通告がなかったんではどうやつて訳そうかと悩んだというふうにおっしゃつておりますけれど、まあ思わぬところで、行きまして、ですから、もちろんそのだけだったんじやないかと後で思つんですね。

今回、実はその後、私も選挙がありまして、改選は、財政金融委員会におきまして、証券取引法等の改正の際に一緒に審議をいたしました。

実は、私はそのとき経産副大臣を務めさせていただいておりまして、財金に三日間ほど呼ばれました、大変スリリングな三日間を過ごしたわけであります。

正というこの間に、この不招請勧誘の禁止がすべてに入つたわけではなかつたということを今回ようやくまた再びしっかりと勉強いたしまして、さはざりながら、役所的にも精いっぱい私どもの言うことを聞いていただけたかなという思いもいたしております。

○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げます。

今回の法案では、委託者トラブル防止のために不招請勧誘の禁止規定を導入をいたしましたが、これで委託者とのトラブル、解消ができるのです。しかし、委託者トラブルというものは過去五年間で五分の一定程度は減少はいたしましたが、やはり先ほどから出でおりますロコ・ロンドンなどが規制や刑事罰をもつて対処に臨む、これなんか私は悪質な業者を退場させて健全化に努めた、これははすばらしいこと、どんどん本当はこういうことはやるべきだと、こういうふうに思つております。しかし、委託者トラブルというものは過去五年間で減少はいたしましたが、やはり先ほどから出でておりますロコ・ロンドンなどが規制や刑事罰をもつて対処に臨む、これなんか私は悪質な業者を退場させて健全化に努めた、これははすばらしいこと、どんどん本当はこういうことはやるべきだと、こういうふうに思つております。

しかし、この十八年の改正以来、業務停止命令等の数、これも急増しました。商取法に基づいた取引所からここはもうこうやつているのを見て、いるだけでいいですよといつて行きまして、あつ、そう、じやもうこれから、いろいろな公務が終わらして、ここはもう見学だけですということで行きましたら、何と金融ではなくて金属先物取引のところに連れていかれました。

そこで、初めおかしいな、現場じゃないな、応接間みたいなところ通されたなと思つましたら、すばらうと向こうの方が出てきていろんなことを話すんですね。でも、私は英語は自慢じやありません、できないんですけど、できない私でも何か金属って言ってないかなと思つて、隣の課長に小さい声で、ねえ、金属って言つてないと言つたら、言つてますと言つんですね。つまり、先物取引所であります、いろいろなことをお話しになつたと。はい、副大臣どうぞと、こういうふうに私に振られたんです。

で、私はあの三日間ぎゅうぎゅう言わせられたのが役に立ちまして、いや、貴国は国内、海外の規制が同じだというふうに伺つておりますけれど、私たちの国は違うと、不招請勧誘の禁止といふことでもこれから視野に入れていかなければいけない等々のことを結構いろいろしゃべれたんですね。後で聞きましたら、課長が不招請勧誘の禁止といふことはどうやって訳そうかと悩んだというふうにおっしゃつておりますけれど、まあ思わぬところで、行きまして、ですから、もちろんそのだけだったんじやないかと後で思つんですね。

ただいま御指摘ございましたように、今回この法案におきまして、顧客からの要請なく一方的に勧誘を行ふいわゆる不招請勧誘、これを禁止する規定を設け、対象を政令で定めることとしております。

○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘ございましたように、今回この法案におきまして、顧客からの要請なく一方的に勧誘を行ふいわゆる不招請勧誘、これを禁止する規定を設け、対象を政令で定めることとしております。

繰り返してござりますけれども、具体的には、一般個人を相手方とする場合には、すべての取引所外取引を禁止対象とするとともに、取引所取引についても、初めの投資金額以上の損失の発生を防ぐ仕組みとなつてある取引以外のものを禁止対象とする方針でございます。

このような措置に加えまして、業者に対する厳格な法執行を引き続き行うことによりまして、一般的個人を相手方とする被害は抜本的に解消してい

くものと考えておりますが、しかしながら、その後も一般個人の被害が解消しない場合には、一般人を相手方とする商品先物取引の全般について

不招請勧誘の禁止の対象いたしたいと考えてございます。

○松あきら君 かなり前向きな御答弁を今いただき、非常にうれしいというふうに思つております。けれども、やはりこの商品先物市場は、価格変動のリスクヘッジや価格形成という事業者にとって大変重要な機能を持つていてるわけですね。

我が国は、一六二〇年代で、大阪の米問屋淀屋というところが日本で最初の先渡し取引、これは相対取引だそうでござります、これが行われました。差金決済、この決済を含んだ世界初の先物取引は一七三〇年に大阪の島屋米会所というところで誕生したわけであります。すなわち、江戸時代には世界に先駆けて整備をされた先物取引市場があつたということで、これはすごいことだなとうふうに思つております。

しかし、日本も、先ほども塚田先生おっしゃつておりましたが、ここのところ本当に日本は残念な状況でありまして、大体十六年ぐらいまでは世界で二位か三位に付けていたんですね。でも今、中国やインドがもう非常に台頭してきておりまして、日本の地位は低下をしてる。例えば中国などは、もちろんその人口は十倍多いわけでござりますし、ギヤンブルもないんですね。ですから、パチンコもないし、競馬は香港にはあるけれども、最近、大連とか天津にできたそうですけれども、どちらかというと個人の投資家が多いということは、そうした個人の方たちがそれぞれのそういう少し思ひもあってやつていらっしゃるのかとは思いますが、しかし、このまま中国の取引所に世界の取引が集中してしまって、商品の価格形成も中國中心になつてしまふ、これも私は非常に問題があるのではないかと。やはり我が国は国際競争力強化のために再びプロ市場化を整備していくことが急務ではないかと思うんです。

けまでしようか。

○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、商品先物市場の本来的な機能を発揮するためにも、信頼される市場を形成するということが極めて大事でございます。

その方の価格変動リスクをヘッジをする、そういう方の価格変動リスクをヘッジをする、そういう本來的な機能がございます。そういった本来的な機能を発揮するためにも、信頼される市場を形成するということが極めて大事でございます。

そういう意味で、委託者保護を始めとする競争力を強化する、プロの方にとつては円滑な利用が可能になるような、そういう市場形成をしていくということが大切でございまして、今回の法改正、もとより取引所あるいは関係者の努力によりまして産業インフラとしての商品先物市場の本來的な機能がしっかりと発揮できるよう、そういう市場にしていくということが大切なことだと考えてございます。そのように努力してまいりたいと考えております。

○松あきら君 よろしくお願ひいたします。

消費者、特に個人のそうした消費者を守るとともに、やはり国際競争力には勝つていきたい、やはり日本がそうした意味では私はもっとと頑張らなければいけないというふうに思つております。ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本当は、特に年寄りの、社会的弱者と言われ高齢者の方たちが自分の資産以上に過剰な投資を行わないような本来は規制というもののも必要かななどと思つたんですねけれども、お金持の高齢者もいらっしゃるというと個人の投資家が多いということは、そうした個人の方たちがそれぞれのそういう少しあつてやつていらっしゃるのかとは思いますが、しかし、このまま中国の取引所に世界の取引が集中してしまつて、商品の価格形成も中國を中心になつてしまふ、これも私は非常に問題があるのではないかと。やはり我が国は国際競争力強化のために再びプロ市場化を整備していくことが急務ではないかと思うんです。

それはドント・コール・リスト登録者に対する電話勧誘を行うことを禁止するんです。これはも連携を取つて考えていくべきことだというふうに思つておる次第であります。

業者からドント・コール・リスト登録者に対する電話勧誘を行ふことを禁止するんです。これはも連携を取つて考えていくべきことだというふうに思つておる次第であります。

○松あきら君 大臣、大変前向きな御答弁、ありがとうございました。

差別の電話勧誘はもう不可能になるんです。ですから、もし登録者が電話勧誘を行つた場合は一件最高一萬一千ドル、大体百二十万円の罰金が科せられます。登録数は二〇〇八年十月現在で一億七千二百五十二万件だというふうでございます。これが、ドント・コールという制度が使われますと、不招請勧誘で使われる、例えば先物取引だけじゃなくて、すべてのものに対する電話勧誘のトラブルはもう激減する、大幅に減らせると思います。う次第でございます。

この制度を導入するとなると、多分消費者庁が所轄官厅になるのではないかと思ひますが、私は是非これを導入すべきではないかと、こう考えますけれども、最後に大臣、いかがでございましょうか、これについてもし大臣のお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 衆議院におきましても同趣旨の御質問がございましたが、アメリカにおいて商取引横断的に迷惑電話勧誘を希望しない電話番号の登録制度が導入されていることは承知をしております。このような制度は、事業者の営業の自由を確保する観点から、議論はあるとは思いますが、消費者の立場を守るという観点から、消費者にとって煩わしく、また悪質商法のきっかけになる迷惑電話による勧説を抑止し得るためにござると思つたんですねけれども、お金持の高齢者もいらっしゃいますし、どうやって資産を、じやそれなどを把握するんだということもあるので、これは少し難しいかなと思いまして、それでこの次なる提

問をさせていただきたいと思います。

まず第一問ですけれども、我が国におきましては、昨年十月から元売各社がガソリン卸値を決定する際の方法が東京工業品取引所等の市況に連動する方式に変更されたと聞いておりますけれども、我が国におきましても、経済産業省は我が国のエネルギー政策の観点からこれをどのように評価されているのかをお伺いいたします。

○政府参考人(北川慎介君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、昨年十月以降、石油元売の各社は卸価格の決定方式を、原油コストなどの変動、これ月単位で考えてそれを反映させるという方式の一つとして十分検討に値するものであると考えております。この点につきましては、少しチーム案をこれ最後にさせていただきたいと思います。

体の制度の在り方の一つとして、これは他省庁とも連携を取つて考えていくべきことだというふうに思つておる次第であります。

○松あきら君 大臣、大変前向きな御答弁、ありがとうございました。

終わります。

○松下新平君 改革クラブの松下新平です。

早速ですけれども、本日の議題であります商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案について質問をさせ

ていただきます。また、最後には、大臣の方から商品市場の健全な発展について決意をお伺いしたい

といふうに思つております。

それでは、まずエネルギー関連に関して三問質

問をさせていただきたいと思います。

まず第一問ですけれども、我が国におきましては、昨年十月から元売各社がガソリン卸値を決定する際の方法が東京工業品取引所等の市況に連動する方式に変更されたと聞いておりますけれども、我が国におきましても、経済産業省は我が国のエネルギー政策の観点からこれをどのように評価されているのかをお伺いいたします。

○政府参考人(北川慎介君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、昨年十月以降、石油元売の各社は卸価格の決定方式を、原油コストなどの変動、これ月単位で考えてそれを反映させるという方式の一つとして十分検討に値するものであると考えております。この点につきましては、少しチーム案をこれ最後にさせていただきたいと思います。

にとりましても、市場価格をベースとした経営や取引を行うことで生産あるいは供給の体制の効率化につながるという意義もあると考えてございます。例えば、特に中小のガソリンスタンド事業者の方からは、この卸価格の透明化ということで経営努力が一層發揮できる競争的環境が整ってきたというような評価も得ていると承知してございます。

この卸価格の決定方法を行うようになった背景としては、平成二十年度、審議会でございました総合資源エネルギー調査会石油分科会において議論がなされまして、需給あるいは市況変動を適切に反映しました透明で公正な卸価格の決定方法の必要性が提言されてございます。今般、石油元売各社がこのように方法を変えてきたという背景には、このような議論を踏まえてのことであると理解してございます。

経済産業省といたしましては、この新方式の趣旨が十分に發揮されれば国内エネルギー安定供給の基盤が一層整つてくるものと、このように考えてございます。

以上でございます。

○松下新平君　ありがとうございました。

次に、午前中の議論でもありましたけれども、エネルギー価格の乱高下、原油の価格の乱高下で、昨年、営業を閉じざるを得なかつたところも出てまいりました。その悪影響といいますか、私の地元でも、こういった生活の基礎となるようなそういったエネルギー関連はこの先物にはなじまないんじゃないかという声も出るぐらいなんですけれども、先ほどありましたように、江戸時代から日本が商取引を開始して、むしろ本来は計画的に安定的に営業、事業ができるようのようにというシステムだつたんですけれども、それが昨年の原油の乱高下は逆の作用だつたということをちょっと質問したいと思っております。

スタンダードや流通業者は先物取引を利用していない現状にあります。ヘッジ取引を積極的に行うことによってエネルギー価格の乱高下による経営への悪影響を避けることができるのではないかと思うんですねけれども、御見解をお伺いいたします。

○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございまして、商品先物市場には原材料等の価格をあらかじめ確定できるとう価格変動リスクのヘッジ機能が存在をするわけですがございまして、それは本来機能の重要な機能でございます。中小企業などの事業者の方が商品先物市場を活用することによりまして原材料等の価格の乱高下による悪影響を回避する、それが経営の安定化につながると、そういうふたつの仕方があるものと認識しております。

ただ、実際におきまして、この我が国の商品先物市場におきまして中小企業等の事業者による利用が十分に進んでいないという、そういう御指摘があることも事実でございまして、そういう利用が十分に進んでいないというその背景をいたしまして、そもそも先物取引というものはどういうものなのか、何か難しいそういうようなものとか、あるいは、どうもこの先物取引に関係をしてしまって、どういう意識がその背景にあるというような指摘があることもまた事実でございます。

そういうことでございまでの、商品先物市場、ここが本来的な機能をしっかりと發揮していくために、今回、この法案におきましては、商品先物取引について、専門的な知識、経験などを有します事業者等のいわゆるプロの方につきましては市場のより円滑な利用を可能として、個人や中小企業のいわゆるアマの方につきましてはその十分な保護を実現する、そういうプロ・アマ規制を導入しているわけでございます。

ラブルの解消、安全で信頼ある市場をつくることが極めて大事なことです、それが大前提でございまして、そういうことと併せて、中でも小企業者等の事業者にとりまして使いやすい商法を実現してまいりたいと考えているところでございます。

○松下新平君　ありがとうございます。

この先物取引、これがうまく機能したらほかの商品、いろんなことも、これも取り上げてほしいとかいうのが出てくると思うんですね。それで現実に軽油とか天然ガスなどのほかのエネルギー商品についても東京工業品取引所への上場を求める声もあるんですけれども、これについての見通しをお伺いいたしたいと思います。

○政府参考人(大下政司君)　お答え申し上げます。

一般論として申し上げますと、事業者のヘッジニーズが想定されます商品につきましては、商品取引所が收支の見込みや受渡しの可否などを踏まえながら、その上場について積極的に検討されるべきものであるというふうに考えております。

そこで、今御指摘いただきました軽油でござりますが、近年、原油や軽油などの石油製品の価格変動が激しくなっております中で、石油販売業者への卸値を市場価格に連動させる動きがあることを背景といたしまして、石油販売業界等から東京工業品取引所における軽油の再上場が要望されています。

また、天然ガスについてでございますが、現時点で私ども具体的な要望としてはお伺いしておりますが、何れども、潜在的にはそのようなニーズはあり得るものというふうに考えております。

経済産業省いたしましては、産業界のニーズを尊重しながら、今後、軽油その他の商品に関する具体的な上場認可の申請がありました場合には適切に対応してまいりたいと考えております。

○松下新平君　ありがとうございました。是非検討をお願いしたいと思つております。

最後に、大臣に決意をお伺いしたいんですけれども

ども、本改正法案、商品先物市場の健全な発展、全体的な健全な発展に向けての御決意をお伺いして、終わりたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 商品先物取引市場の本來的な機能は、申すまでもなく、第一に、市場において商品の需給状況や将来の動向に関する情報が集約され、商品の公正な価格形成につながることにあります。その本来の目的を十分發揮できるよう、我々はこれからも監視を怠らないようにしてまいらなくてはならないと思つております。各国の商品先物取引規制当局と協力し合つて、市場の透明性を高めるということ、これが重要なと思つております。第二には、中小企業を始めとする事業者にとって、商品価格の変動が事業に及ぼす影響を回避する手段を提供することにあります。そのためには、商品先物市場は、事業者にとって使い勝手が良く、信頼される市場である必要があります。さらに、市場の健全な発展を促すためには、一般個人が意図しないで商品先物取引に関するトラブルに巻き込まれることがないようしていく必要があります。

経済産業省としては、こうした要請にこたえ、商品先物市場の健全な発展を実現し、我が国経済全体の成長につなげていきたいと考えております。是非御協力をお願い申し上げたいと思います。

○田中直紀君 無所属の田中直紀でございます。本日の議題としております商品先物取引及び市場に関する二法案について伺います。

先ほどから出ておりますように、商品先物市場の出来高を見ますと、世界全体では一〇〇三年の約五億枚、一枚が金でいうと一キロだそうですが、ガソリンでいうと五十キロリッターが単位になつておるようになりますが、二〇〇八年には約四千六百万枚と三分の一になつておるということでありますが、市場として、産業インフラとして活性化していくかなきやいけない、これは大きな重要な

点だと思います。

点だと思います。
一方で、商品先物トラブルがなかなか減ってきていないと、こういう状況でありますと、商品先物取引をめぐるトラブルは、全体では減少傾向にある中、海外や規制対象外であるものにつきましては急増しておると、こういうことでありますから、利用者のいわゆる取引の安全性というものが重要なだと。

制で新たに認めることいたしたもので、「新しいま
す。

なぜ今回登録制にしたかという御質問でござりますが、同じように主として媒介行為を行う業者を規制している例えは信託業法や保険業法などの法律におきましても、いずれも登録制とされていて、本法律においても許可制といたしまして、登録制といいたしたところでございまして。その登録制にした結果として、悪質業者が登録す。

○政府参考人(大下政司君) 先ほど申し上げましたとおり、この仲介業者の登録要件でござりますが、仲介業者は直接お客様のお金を預かるといふ性格のものではございませんので、資本要件は課しておらないということでございますので、との程度の資本規模ということを登録要件といたしていふものではございません。しかしながら、そなたとおり取引員の許可要件と同様の要件といったてております。

またこの法律上は商品取引仲介業者が事業者を営むためには、媒介する先であります商品先物取引業者から委託を受ける必要がございます。そして、中古業者が買取た商品によって顧客に貢献

て、併介業者が運送業者に対して雇用契約を締結して賠償義務を負うこととなつ場合には、この商売の先物取引業者は連帯して責任を負うこととしたいたております。このため、その委託を受けます商品生

物取引業者にとつては、もし不適当な者を仲介業者として契約した場合には自ら大きな運営上のリスクを負うということになるわけでござります。

したがいまして、商品先物取引業者の方から仲介業者を選ぶというチェックが働くのではないかと思ひます。また、仮に万が一こうした仲介業者

の業務に委託が行われた場合でありましても、委託者の損害は商品先物取引業者が連帯して補償する。

ことといたしておおむねので、筆者の假説から問題はないものというふうに考えておきます。

事業者と媒介行為をする仲介業者というのは、一切資本的な関係もない、人的な関係もない、非常に公平な扱いの中で、株でいうとインサイダーのみがいるのがざいます。そういうものは一切切

除できるという認識に立っていますか。

○政府参考人(大下政司君) この仲介業者を認め る趣旨自体は、商品取引員が数がだんだん減つ くるということの中で、全国各地の事業者の方々を

が先物市場を利用するというときになかなか利用し難いのではないかということで今回仲介業者を

認めたと“いうことでござります。
ここで、この仲介業者を認めることによつて逆に被害が増えてはいけないということから、先ほど申し上げたような登録要件とか連帯責任というのを定めておるところございまして、先生の言われる趣旨に沿うように、運用に当たつては厳正に対応してまいりたいと考えております。

○田中直紀君 新しい法律の下に健全な市場の育成に努めていただきたいと思います。

大臣に最後にお伺いしますが、自主規制委員会について、よろしくお聞きしたいと思います。

あるいは監督体制という、こうした制度を強化されてきておるようでございまして、経済産業省あるいは農林水産省として、大臣として御指導をいたしましてあります。その方針につれて最

いたがくれであります。今後は、金利の上昇につれて、後にお伺いいたしたいと思います。

者等の法令遵守の状況の調査や処分などの自主規制業務の執行に関する意思の決定を行うことがあります。一方で、市場取引監視委員会は、商品取

引所の業務の実施状況について、第三者の立場から事後的に監視するものであります。このように、両委員会は異なる役割を担つており、それぞれの

委員会が業務を的確に果たすことにより、適切な
自主規制がなされると考えております。

様からちようだいしましたいいろんな議論がございました。押しなべて、この商品取引ということに關するいろんな疑問も投げかけていたときまし

た。こうしたことに對して、經濟産業省、一から取り組むつもりで商品取引というものに対してもつとしつかりした取組を行い、この商品取引を

通じて日本経済の発展にどうつなげていくか、重要なこの任務を担つておるわけでありますから、商品取引という単なる今までのような感覚だけではなくて、もつとしっかりとした対応をしていきたいと、

この審議を通じてそう痛感をいたしておる次第でござります。

○田中直紀君 ありがとうございました。

○委員長(櫻井充君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(櫻井充君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○中谷智司君 私は、ただいま可決されました商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本・自由民主党・公明党及び改革クラブの各派並びに各派に属しない議員田中直紀君の共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

法案を朗読いたします。
商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。
一口口・ロンドンまいり取引などの取引所外取引や海外商品先物取引をめぐるトラブルが急増していることから、不招請勧誘を禁止する規定においては、当面、一般委託者を相手方とするすべての取引所外取引及び初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること。
また、本法施行後一年以内を目途に、規制

の効果及び被害の実態等を踏まえて政令指定の対象を見直し、必要に応じて適宜適切に一般委託者を相手方とするすべての取引に对象範囲を拡大すること。

さらに、商品先物取引未経験者や高齢者等の被害状況を踏まえ、悪質業者に対しては、警察等の関係機関と連携しつつ、立入検査、行政処分等を含めた迅速かつ厳正な法執行を行うこと。

二 商品取引におけるプロ・アマ規制の導入に当たっては、委託者保護の観点からプロ・アマを区別する基準を明確に定めるとともに、本来アマであるべき委託者がプロとして扱われないよう十分配慮すること。

三 商品取引所と金融商品取引所との相互乗り入れについては、商品市場の国際競争力を強化する観点から、商品取引所の経営努力を一層促すとともに、取引所の更なる統合等も視野に入れつつ、多様な商品取引を一元的に行う仕組みの導入や商品取引清算機関と金融商品取引所との相互乗り入れによる附帯決議案を提出したこと。

四 商品市場の透明性を向上させることが重要なことにはかんがみ、実需とかい離した不当な価格形成により中小企業等の事業者に悪影響が及ぶことがないよう、相場操縦行為等に対する規制を強化するなど市場の公正な価格形成機能の確保に万全を期するとともに、農林水産省、経済産業省及び金融庁は緊密に連携しつつ、専門人材の確保と監視能力の向上を図るなど国際的な市場監視体制の強化及び市場の管理・監督体制の充実に努めるこ

出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(櫻井充君) 全会一致と認めます。よつて、中谷智司君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、二階経済産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。二階経済産業大臣。

○国務大臣(二階俊博君) ただいま御決議をいたしました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、これら法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(櫻井充君) ありがとうございます。なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(櫻井充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(櫻井充君) 引き続き、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。二階経済産業大臣。

○国務大臣(二階俊博君) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨今、商店街は、市場競争の激化や消費者ニーズの多様化が進む中で、後継者不足などの構造的な課題を抱えており、加えて、最近の景気後退に伴う消費の冷え込みにも直面し、非常に厳しい環境にあります。一方で、地域に根差し、住民の交流を促す「にぎわいの場」でもある商店街に対しては、子育てや高齢者の生活を支えるなど、地

域住民のニーズに応じた活動を行うことで、住民の生活の利便性を向上させるとともに、地域コミュニティを維持発展させることが期待されています。

こうした状況を踏まえ、意欲ある商店街が、地域住民の生活の利便性を向上させるために取り組む事業活動に対し支援を強化することにより、商店街への来訪者を増加させ、それにより商店街の活性化を図ることを目的として、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、商店街が行う、地域住民のためのサービスの提供やイベントの実施などの事業を支援します。商店街振興組合や事業協同組合等が作成する事業計画を認定し、無利息融資などの法律による支援のほか、予算措置や税制措置も合わせて、

資金調達を総合的に支援します。また、組合員等の個々の商店主に対しても、認定された計画の下で行う、地域住民のための事業に必要な設備を導入するための資金について、無利息融資枠を拡大するなどの支援を行います。

第二に、これらの事業に対する市町村の支援を促進することで、商店街が地方公共団体と協力して、地域コミュニティの機能を向上させるよう

に促します。そのため、これらの事業に必要な資金を商店街振興組合等に貸し付ける市町村に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が資金の一部を貸し付けることができるようになります。

第三に、後継者不足等を解決するために商店街の担い手を育成します。そのため、商店街の人材育成を国の責務として法律上に規定し、全国商店街振興組合連合会や全国商工会連合会等と連携して、積極的な支援を行います。また、関係省庁で連絡会議を開催するなど連携を強化し、商店街等が支援策を利用しやすい環境を整備します。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください。

また、本法施行後一年以内を目途に、規制

第十五条第一項の改正規定	第十四条号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号	十一 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十号)	第十二条 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十号)
第十七条第二項の改正規定	第十条の規定による貸付けを行うこと。	第十条の規定による貸付けを行うこと。	第十条の規定による貸付けを行うこと。
第十八条第一項第一号の改正規定	及び同項第十号」を「、同項第十四号及び第十一号」に	同項第十一号」の下に「及び第十二号」を加え	第十五条第一項第十二号及び第十三号」を「第十五条第一項第十三号」に、「同項第十四号」に、「同項第十五号」を「同項第十五号」
第十八条第一項第二号の改正規定	同項第十三号」を「同項第十四号	同項第十四号」を「同項第十五号	第十五条第一項第十四号及び第十五号
第十八条第一項第三号の改正規定	同項第十三号」を「同項第十四号	同項第十四号」を「同項第十五号	第十五条第一項第十五号
第十八条第一項第四号の改正規定	同項第十三号」を「同項第十四号	同項第十四号」を「同項第十五号	第十五条第一項第十六号
第十八条第一項第五号の改正規定	同項第十三号」を「同項第十四号	同項第十四号」を「同項第十五号	第十五条第一項第十七号
第十九条第一項第一号の改正規定	同項第十三号」を「同項第十四号	同項第十四号」を「同項第十五号	第十五条第一項第十八号
第二十二条第一項第一号の改正規定	同項第十一号」を「第十三号	同項第十一号」を「第十四号	第十五条第一項第十九号
附則第十四条の表第十八条规定	同項第十号」を「第十一号	同項第十一号」を「第十二号	第十五条第一項第二十号
第一項第一号の項の改正規定	第十二号」を「第十三号	第十三号」を「第十四号	第十五条第一項第二十一号
附則第十四条の表第二十二条规定	同項第十号」を「第十一号	同項第十一号」を「第十二号	第十五条第一項第二十二号
第一項第一項の項の改正規定	第十二号」を「第十三号	第十三号」を「第十四号	第十五条第一項第二十三号
第一条第一項の改正規定	第十二号」を「第十三号	第十三号」を「第十四号	第十五条第一項第二十四号

1

前項の場合において、整備法第十九条の印紙税法別表第三の改正規定中、「第十二号並びに第十三号」とあるのは「並びに第十二号から第十四号まで」と、「第十一号並びに第十二号」とあるのは「並びに第十一号から第十三号まで

とし、整備法第百十条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項の改正規定	第十七条第二項の改正規定	第十八条第一項第一号の改正規定	第十八条第一項第二号の改正規定	第十八条第一項第三号の改正規定	第十八条第一項第四号の改正規定
附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項の改正規定	附則第十二条第一項の改正規定	第十五条第一項第五号の改正規定	第十五条第一項第十二号の改正規定	第十五条第一項第十三号の改正規定	第十五条第一項第十四号の改正規定
附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項の改正規定	附則第十二条第一項の改正規定	同項第十一号」を「同項第十号	同項第十四号」を「同項第十三号	同項第十五号」を「同項第十四号	同項第十六号」を「同項第十五号
附則第十四条の表第十二条第一項第一号の項の改正規定	同項第十一号」を「同項第十号	同項第十二号」を「並びに第十五条第一項第八号、第十号及び第十二号	同項第十三号」を「並びに第十五条第一項第十三号	同項第十四号」を「並びに第十五条第一項第十四号	同項第十五号」を「同項第十四号
附則第十四条の表第十二条第一項第一号の項の改正規定	同項第十一号」を「同項第十号	第十二号」を「並びに第十三条第一項第八号、第十号及び第十三号	第十三号」を「並びに第十三条第一項第十一号	第十四号」を「並びに第十四条第一項第八号、第十号及び第十三号	第十五号」を「同項第十四号
附則第十四条の表第十二条第一項第一号の項の改正規定	同項第十一号」を「同項第十号	第十三号」を「第十二号	第十四号」を「第十一号	第十五号」を「第十四号	第十六号」を「第十五号

平成二十一年七月九日印刷

平成二十一年七月十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P